

別紙

入札説明書

入札に参加しようとする個人、組織の代表者及びそれらの代理人（以下「入札参加者」という。）は、以下の各項目を遵守してください。

（入札の基本的事項）

- 1 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、大和郡山市契約規則（昭和 39 年 4 月 1 日大和郡山市規則第 8 号）、その他関係法令及び入札公告、仕様書その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札してください。

（公正な入札の確保）

- 2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはなりません。

（入札の辞退）

- 3 入札を辞退する場合は、辞退届を開札日の直前の営業日までに入札担当部局に提出してください。入札書等の提出後であっても、開札日の直前の営業日までは辞退届による入札辞退を認めます。辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

（入札書等の提出方法）

- 4 入札参加者は、入札書を作成し、指定された記載方法の封筒に封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに、簡易書留郵便により指定の宛先まで郵送してください。

（入札書の金額の数字）

- 5 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

（入札書の印）

- 6 入札書及び封筒に用いる印（割印、訂正印等を含む）は、入札参加者が代表者である場合は代表者の印を、代理人により入札する場合は代理人の印を、それぞれ用いてください。

（入札書の記載事項の訂正）

- 7 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印してください。ただし、修正液等を含め、金額の訂正は認められません。

（入札書の引換等の禁止）

- 8 提出された入札書は、引換、変更又は訂正若しくは取消をすることはできません。

(入札の中止等)

9 次の各号の一つに該当する場合は、入札の執行を延期、停止し、または中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために協力した者があると認めたとき。
- (2) 郵便事情等により事故が発生したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(無効の入札)

10 次の各号の一つに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印のない入札
- (3) 入札書及び郵送用封筒の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書の金額が訂正されている入札
- (5) 指定された以外の方法で提出された入札
- (6) 入札書以外のもの（市長が指定した様式及び金額の透視を防ぐために使用される紙類を除く）が同封された入札
- (7) 同一の入札について2以上の入札をした入札参加者の入札
- (8) 同一の入札について2人以上の者の代理人となった者のした入札
- (9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

11 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。

(落札者の決定)

12 予定価格以下で、最低の価格をもって有効に入札した者を落札者とします。

(同価格の入札)

13 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちにくじにより落札者を決定します。開札立会人がいない場合又は開札立会人がくじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(入札回数)

14 入札回数は、再度入札を含め2回までとします。

(異議の申し立て)

15 入札参加者は、入札後、この入札説明書その他の入札の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。